

くらしのかわら版

第12号

2016.2

編集/発行

市消費生活啓発推進員

市消費生活センター

ひたちなか市消費生活啓発推進員だより

第22回みんなの消費生活展が開催されました！

平成27年10月31日(土)と11月1日(日)に、「ひたちなか市産業交流フェア」が市総合体育館で行われ、同時開催された「第22回みんなの消費生活展」では、消費生活センターのオリジナルキャラクター「ちゃあくん」の着ぐるみが登場しました。初めてのお披露目となる「ちゃあくん」は、来場してくれた子供たちと一緒に写真を撮るなど、消費生活展を盛り上げてくれました。



▲消費生活展のPRをする「ちゃあくん」

▼会場の様子



これからも
よろしくね！

「ちゃあくん」
プロフィール

卯年・卯月生まれ
消費生活の勉強をするのが
大好き

消費生活啓発推進員のブースでは…

ペットボトルのキャップと不要になった厚紙を再利用し、マグネットやピンで飾ることのできる「ミニ帽子づくり」を行いました。大人から子どもまで多くの方に参加していただき、2日間で延べ400個のミニ帽子が出来上がりました！

▼ミニ帽子



消費生活に関するクイズに挑戦！何問正解できるかな？

消費生活クイズ



次の内容が正しい場合は○を、間違っていれば×を選んで丸をつけて回答してください。

問題1 ○ ×

携帯電話に簡易メールが届き、中を確認すると「有料サイト利用料が未払いになっている。期日までに支払わないと訴訟を起こす」と書いてあった。身に覚えがないが、すぐに記載されている連絡先に問い合わせたほうが良い。

問題2 ○ ×

市の職員を名乗った人物から電話があり、「保険料を払いすぎているので、今日中に手続きをして欲しい」と言われた。すぐに手続きをした方が良い。

問題3 ○ ×

インターネットで購入した靴が届いたが、サイズが合わない。クーリング・オフできる。

《クイズの答えと解説》

問題1 答えは×です。

利用した覚えのない有料サイトなどの料金請求が簡易メールが届いた場合、「架空請求」の可能性があります。連絡先が書いてあっても、電話をかけたりしないようにしましょう。電話番号や家族構成などの個人情報が知られてしまい、再び高額な料金を請求されることもあります。「訴訟を起こす」など不安をあおるようなことが書いてあっても、請求された料金を決して支払わず、様子を見ましょう。不安な時は消費生活センターに問い合わせてください。

問題2 答えは×です。

慌てずに市役所に事実確認をしましょう。最近、市役所職員を装って電話をかけ、ATMから現金を送金させようとする詐欺が増えています。市役所では、保険料や税金などの還付手続きにATMの操作をしていただく事はありません。また、個人情報を聞き出そうとする不審な電話があるという情報が寄せられています。注意しましょう。

問題3 答えは×です。

インターネットを利用して商品を購入するのは「通信販売」の一つですが、「通信販売」にはクーリング・オフ制度はありません。ただし、返品可否や条件について、必ず広告に表示するように定められており、その表示が無い場合には商品の引き渡された日から8日以内であれば、購入者が送料を負担して返品することができます。



「ちゃあくん」教えて！

コーナー

オリジナルキャラクター
「ちゃあくん」

！ 還付金詐欺に注意

還付金詐欺とは、市役所職員や銀行員などを装い「医療費の還付があるので、手続きが必要」などと言ってATMの操作をさせ、口座預金を騙し取る手口で、県内でも被害が出ています。ひたちなか市消費生活センターには、このような還付の手続きを促す不審な電話に関する情報が、70代以上の高齢者から多く寄せられています。市役所では、還付の手続きをATMで行うことはありませんので、ご注意ください。



！ マイナンバー詐欺に注意

全国では、「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報調査中である」といった、不審な電話や訪問の相談が寄せられています。マイナンバーの通知や利用手続きなどで、国や自治体の職員が資産状況などの個人情報を聞くことはありません。マイナンバー制度に関する事で金銭を要求された場合は、決して支払わず、公的な相談窓口にお問合せください。

高齢者の皆さん気をつけて！

二セ電話詐欺の被害に 遭わないためには…

- 不審な電話はすぐに切り、長話をしないようにしましょう。
- 発信者番号通知機能を使い、知らない番号からの電話に安易に出ないようにしましょう。常に留守番電話で対応することも効果的です。
- その場で判断せず、必ず事実の確認をしましょう。
- 日頃から話題になっている事について情報収集をしましょう。
- 身近な人や、消費生活センターに相談しましょう。

一見守りが大切

高齢者を狙ったさまざまな消費者被害を防ぐためには、家族や周囲による「見守り」も大切です。日頃から高齢者本人の様子に変化や不審な点がないか、気をつけましょう。少しでも変化に気がついたら声をかけ、トラブルや被害にあっていると分かったら、すぐに消費生活センター等に相談するように伝えて下さい。

若者の皆さん気をつけて！

！ SNSのトラブルに注意

若い世代を中心に、「SNSで知り合った相手から遊びに誘われたが、実際には商品を購入させることが目的だった」「SNSの知人から、マルチ商法に勧誘された」といったトラブルが起きています。SNS上で知り合った相手の書き込み内容などをうのみにせず、SNSに掲載する自分の情報もよく検討しましょう。

ブラックなアルバイト

近年、学生を劣悪な労働条件で酷使したり、学業との両立が全く出来ないほど長時間拘束するアルバイトが問題になっています。こうしたアルバイトは「ブラックバイト」と呼ばれています。「残業代が支払われない」「仕事のミスを理由に給料を天引きされた」「今バイトを辞めたら、損害賠償を支払わせる」と言われたなどのトラブルがあれば、専門の相談機関に連絡しましょう。どこに相談すればよいか分からない場合は、消費生活センターに問い合わせてください。

くらしの講座案内

ひたちなか市消費生活センターでは、日々の生活に役立つ知識をお届けする市民向け講座「くらしの講座」を年8回開催しています。今後予定されている講座は下記のとおりです。

みなさん気軽にご参加ください。

申込期間などの詳細は市報・市のホームページに掲載いたします。

第7回くらしの講座

「年金・介護保険について知ろう！」

講師 茨城県金融広報アドバイザー 野澤 通さん

日時 平成28年2月19日(金) 13:30~15:00

場所 ひたちなか市生涯学習センター3号室

第8回くらしの講座

「スマホの安全な使い方」

※シニアの方対象の、簡単なスマートフォン操作実習を中心とした講座です。

(スマートフォンは貸与します)

講師 (株)NTTドコモ「スマホ・ケータイ安全教室」インストラクター

日時 平成28年3月4日(火) 13:30~15:30

場所 ひたちなか市生涯学習センター3号室

第6回くらしの講座

「信託の知識を学ぼう！」

～信託の仕組みとその利用方法～の様子



お問合せは

ひたちなか市消費生活センターまで

029-273-0111 (内線3233)

消費生活啓発推進員とは

消費生活啓発推進員は、自らが消費生活についての知識を深め、市民と消費生活センターとのパイプ役として消費者被害を未然に防ぐための啓発活動を行っています。

－ 活動内容を紹介します －



消費者月間活動

5月の消費者月間には、消費生活に関する講演会や街頭啓発を行いました。



ふれあい講座

年間を通し、市民向け出前講座「ふれあい講座」で寸劇の上演や紙芝居の読み聞かせを行いました。



視察研修

10月には視察研修に参加し、「食と農の科学館」と「筑波ハム」を視察しました。

この他にも、消費生活展や「くらしの講座」の企画参加など様々なかたちで啓発活動に携わっています！

困ったとき、不安なとき、お気軽に消費生活センターにご連絡ください！！

ひたちなか市消費生活センター

電話：029-273-0111 (内線 3233)

FAX：029-276-3081

オリジナルキャラクター
ちゃあくん



ひたちなか市東石川 2-10-1 ひたちなか市役所第2分庁舎 2階
相談時間 午前 9:30~12:00 午後 1:00~4:30
※土日、祝日、年末年始はお休みです。